

ハウスプラスすまい保険 設計施工基準適用除外に関する確認書 (包括認定)

発泡プラスチック外張断熱協会 様

ハウスプラス住宅保証株式会社
瑕疵保険部



下記事項に関し、貴社からの適用除外事項の検討依頼に基づき、設計施工基準適用除外の検討をした結果その内容の確認をいたしました。

なお、本確認は貴社について下記除外条件を満たした場合のみのもものとなります。除外条件は瑕疵保険の事故発生率等の理由により、相当期間内（概ね1年間）に見直しながされます。本帳票は、将来にわたって、それをお約束するものではありませんので、予め御了承ください。

物件名	
建築場所（住所）	

包括的適用除外確認日

2009年11月13日

適用除外事項	<p>（外壁の防水） 第9条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。 （1）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。 （2）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。 （3）防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上げは150mm以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることことができる。 （4）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。</p>
上記の除外条件	<p>工法の名称：「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法」 発泡プラスチック外張断熱協会が発行する「発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント」に従い施工する 適用地域：全国 適用範囲・部位：木造住宅（スチールハウス含む）の外壁</p>
お申込みの際は本確認書（写し）を添付の上、必要図書と一緒に提出してください。	